



今月のおやくだち講座は、増税対策が招くお金のトラブル対処法です



ふれあい広場 2019 サロマ初開催 ふれあいコンサート “大盛況” でした

- | |
|--|
| 1 P … 表紙 (ふれあいコンサート) 4 P … 第 11 回ふれあい
チャリティステージ |
| 2 P … 赤い羽根共同募金 |
| 3 P … ふれあい広場 2019 サロマ |
| 4 P … ご寄付 |

クリック

さろま しゃきょう

検索



この社協だよりは共同募金の配分により発行しております

みなさまのご協力よろしくお願ひいたします

WEBサイトも見てね!



赤い羽根共同募金

ガチャガチャ募金開始!



道の駅サロマ湖に、佐呂間町限定のピンバッジ、初音ミク・北海道フクロウのピンバッジが入ったガチャガチャを設置しました(1回500円)



佐呂間町限定ピンバッジ



私たちも、



に助けられました。



町内の主な募金配分事業

社協	スポーツ少年団活動助成	かまくら雪まつり	ふれあい広場	たすけあいチーム	紙おむつ支給事業	歳末慰問(オセチ料理)	給食サービス
----	-------------	----------	--------	----------	----------	-------------	--------

町内の主な募金活動

学	街	イ	事	篤	一
校	頭	ベ	業	志	般
募	募	ン	所	募	募
金	金	ト	募	金	金
		募	金		
		金			

実施期間 10月1日~11月30日迄 **募金内訳** 一般 300円以上 篤志 1,000円以上

募金について

- ・募金は各自治会長さん及び補助員さんがお宅に伺った際にお渡し下さい。
- ・佐呂間市街地区は、募金協力者が篤志(事業所)募金に伺います。

共同募金Q&A

Q. 共同募金の使いみちとは?

赤い羽根共同募金は、地域のために必要であり、公的な支えでは補えない福祉活動を支援するためのしくみです。集まった募金は、町内の福祉活動に活用されます。

Q. なぜ募金なのに目標額があるのですか? 募金は強制ですか?

赤い羽根共同募金は、事前に町内の地域福祉活動への必要性や緊急性などを考慮するため、助成計画を立てて目標額を決めます。これは『計画募金』といわれる社会福祉法に定められた活動です。このように目標額はありますが、あくまで任意の募金です。『自分の町を良くするしくみ』として、みなさまの意志でご協力願ひます。

たくさんのご来場をいただきありがとうございました ふれあい広場 2019 サロマ

開催日 令和元年9月8日(日) / 会場 佐呂間町老人福祉センター
 主催 佐呂間町社会福祉協議会 / 実施主体 ふれあい広場 2019 サロマ実行委員会
 後援 佐呂間町 / 来場者 当日来場者 約 300 名



共同募金へのご協力ありがとうございました 募金額合計 79,388 円

※募金 (おしるこ、ポップコーン、ミニトマト、ご当地バッジ、コラボグッズ) かるがも縁日の合計額
 ※ミニトマト募金用トマトを提供いただきました (井上 文夫 様、本田 卓 様、本田 徳郎 様)

あたたかいご寄付をありがとうございます

あたたかいご寄付をお寄せいただき、厚くお礼申し上げます。
みなさまからのご厚志は、町の福祉活動に活用することで、感謝の意とさせていただきます。
(令和元年 6月17日～令和元年 9月11日)

◎香典返しを廃して

- | | | |
|-----------------|----------------|-------------------|
| ・高橋 章 様 (北) | ・土本 弘子 様 (永代町) | ・大山 栄治 様 (北) |
| ・池野 晴一 様 (富富士) | ・宮内 俊幸 様 (宮前町) | ・西尾 陽子 様 (宮前町) |
| ・林 トシ子 様 (知来) | ・堀川 清一 様 (若佐) | |
| ・吉野 美知子 様 (宮前町) | ・中村 喜代子 様 (仁倉) | |
| ・峯田 とめの 様 (宮前町) | ・岡林 幸喜 様 (宮前町) | ◎社会福祉事業に対して |
| ・櫻井 ヒデ子 様 (西富) | ・小林 秋夫 様 (西富) | 佐呂間高校フリーマーケット部門 様 |
| ・三浦 隆 様 (富富士) | ・中谷 雅幸 様 (若佐) | 佐呂間町商工会青年部 様 |



老人クラブの社会貢献活動

第11回 ふれあいチャリティステージ

主催 佐呂間町老人クラブ連合会 / 佐呂間町共同募金委員会
開催日時 11月3日 (文化の日) 12時00分開演
会場 佐呂間町町民センター / チケット 500円
お問合せ 老人福祉センター内事務局 ☎2-3732



電話相談・来所相談

- ・原則として相談は当事者が行って下さい
- ・被害資料 (契約書、パンフレット、物品封書、ほか) をご用意ください



消費生活相談の

しゃきようでは、町民の消費者被害防止のため、助言や相談あつせんを行います

令和元年度おやくだち講座

期 日 令和元年10月22日 (祝)
10時00分～12時00分
場 所 佐呂間町老人福祉センター
講 師 日本貸金業協会
貸金業相談・紛争解決センター
センター長 遠藤 清一 氏
講座名 キャッシュレス推進状況や金融
トラブル事例と防止策について
～佐呂間町の皆さまが被害に遭わないために～



お問合せ 社会福祉協議会 ☎2-3732 / Fax2-3734 / info@saroma3732.com